会 議 録

会議(の名称	第8回事故防止委員会		
開催	日 時	平成18年11月27日(月)午後1時30分~午後3時30分		
開 催 場 所 行政棟 7 階 大会議室				
議長(会長)氏名		金谷 京子		
出席者(委員)氏名		伊藤恵子、田中元三郎、久芳敬裕、西川 正、日置 司、金澤アサ、 山岡藤子、永谷由紀枝、菊池美喜、小林令子、長谷川正三、山本敏 雄		
欠席者(委員)氏名			
事務局	(幹事)	新井 茂、木村安男、関根茂夫、矢崎美津枝、千葉淑子、山本克彦、 矢嶋久司、赤羽根洋、田中輝夫		
会	議内	容	会議結果	
1 第7回事故防止委員会会議録について 傍聴7人 会 各検討会の検討内容について (委員会報告書案及び次年度以降の取り組み) 4 事故防止行動計画進行管理表について 5 その他 事 項				
議事の経過別紙のとおり				
会 議 資 料 第7回会議録、各検討会の検討内容、上尾市立保育所保育実施要領(案)、上尾市保育所事故防止行動計画(案)、事故防止行動計画進行管理表 議事のてん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 平成19年1月18日 署名人 金谷京子				

議事の経過

会議の経過

1 第7回事故防止委員会会議録について

委員長から、第7回事故防止委員会の会議録について承認をもとめ、異議がなかった ため、承認された。

2 各検討会の検討内容について

委員長から、各検討会での協議事項の報告を求められ、

事務局から、保育運営検討会について、資料の通り説明された。当検討会では、これまで「保育マニュアル」と呼んでいたものを、「上尾市立保育所保育実施要領」と名称を改め、目次の検討や内容の中で特に保育所の役割や原理についての案が示された。

委員長から、「要領の目次『6 保育の計画及び指導計画と記録について』を『6 保育の計画と記録について』とし、指導計画は保育計画の一部分としたい。保育実施要領は、その範囲とする部分が多いので、可能な部分は『別紙参照』という形で、分けていくことを考えている。要領中の、『安全マニュアル参照』は形となってきたが、『保護者・所長会参照』や『資質向上検討会参照』部分については、後で議論をしたい。また、『安全マニュアル』の名称に違和感を持つ保護者もいるので、名称の変更について検討して欲しい。要領中の保育に関する配慮事項は、否定的な表現だけではなく、『ほめる』ことや積極的に行っていくという配慮も必要である。

保育運営については、枠組みができた段階であり、今年度中に完成させることは難しいと思うが、可能な部分から固めていきたい。」という発言があった。

引き続き、事務局から危機管理検討会について、資料の通り説明があった。

西川委員から、「前回、安全マニュアルは、全職員と可能な限り保護者へ案を渡し、意見をもらったほうがよいと提案した。実際にどの範囲に配布したかなどの現状について説明を聞きたい。」という発言に対して、

事務局から、「11月2日に職員には、全職員が読むことができる程度に配布した。保護者には、3冊程度用意したが、原則的には閲覧と言う形を採った。1週間強の期間の後、保育所長に対して意見の取りまとめを依頼し、保育所毎の意見提出という形であった。実際には、マニュアルの中に書き込む意見もあったが、それには止まらず、レポート形式で意見をいただいた保育所もある。事務局では、あがってきた意見を一覧化し、検討会で一つ一つ検討しているところである。」という説明があった。

西川委員から、「保護者には、3冊配布され保護者会の会長及び副会長が受け取ったことと思う。これは、全体の中で見た際の現在の位置の確認と、今後の意見に対する回答について聞きたかった。全体の流れが見えない中で、保育所長が独自に説明文章を書いたので、保育所毎にバラバラの対応であったため戸惑いが生じていた。また、1週間という期間では、保護者から意見と聞いたという形だけ確保したいのではないかという意見が出ていた。そのことを事務局が意図していなかったにしろ現実があるということを認識して欲しい。これまで、マニュアルを作り上げていく過程が信頼回復をしていくことにつながると発言してきた。完成品を保護者が見たいのではなく、失敗しているところからスタートすれば、どうしたらよいのかを聞きながら作っていく姿勢を保護者が見ているということを大事にして欲しい。委員会では保護者代表の委員に対して、保護者が必要としている配布方法や閲覧期間などについて聞いて欲しかったが、それがなかっ

たために、他の保護者から説明を求められても委員としての回答ができなかった。保護者は進め方から判断するので、事務局の中身に対する努力が、結果的には保護者には届いていない。そのことを認識していないのであれば、もっと委員会に投げかけて保護者の意見を聞いて欲しい。今後のことについてもそうだが、進め方について議論していきたい。内容については意見を基に修正を加えていくことと思うが、出された意見については、回答を理由とともに提出者に返していくことが信頼回復につながり、市の姿勢を伝える機会としてほしい。検討会で行うか委員会で行うかは別にして、回答を返していくことが、保育所の運営が変わっていくことを保護者に伝える一助になる。内容は、意見を集める中で良くなっていくが、プロセスについてもコミュニケーションを作っていきたい。」という発言があった。

事務局から、「時間はかかると思うが、出来る限り回答していきたい。」という発言があった。

長谷川委員から、「保育所長を活用していく方法を考えていく必要がある。所長を通じて意見を収集し、可能なものは回答を行い、保育所で回答できないものは課に上げ協議して所長が回答すると言う形が望ましい。」という発言があった。

西川委員から、「職員から出た意見や保護者から出た意見について、所長が集約し回答を出していくという流れになるのか」という質問に対して、

長谷川委員から、「普段のコミュニケーションは別だが、意見に対する返し方として、 所長がやはり保育所の最終責任者となるので、少なくとも所長が回答しなければならない。」という発言があった。

委員長から、「意見については、どの保育所から出たものなのかは把握されているので、可能な部分については、所長が説明していくことになるのであろう。マニュアルに採用するかしないかに関わらず、保護者や職員から出た意見を次回の委員会に資料として提出して欲しい。」という発言があった。

事務局から、保護者会所長会会議について、資料の通り説明された。

西川委員から、「1点目は、懇談会が減っていることの議論の際に、以前のような人柄がわかるような深いコミュニケーションがなくなっていることが問題だという話しが出た。深いコミュニケーションをとっていかなければ、信頼関係が築きにくく、保育が豊かにならない。10年ほど前から、保護者も保育士も変わってきていて、浅くなってきていると保護者は感じている。この問題に対して、具体的に取り組んでいくことして、保護者と保育士が一緒に子育てをしていると実感できる場を作っていかなければならない。保育参加や、保育所行事や、連絡帳もその視点から見直す必要があるという議論となっていた。2点目は、連絡帳について、複写式の様式は当面使用しないこととなった。ただし、様式についてはあった方が、理解が深まるのではないかという意見もあり、保育の運営に関する検討の場で議論を行ってほしい。3点目は、保護者と職員がお互いに『言いにくい』という認識を持っているのだとすれば、保護者会所長会会議がこれで終了したが、今後もお互い立場の違う視点を議論できる場を恒常的に設置していきたい。会議の報告書を作る際には、配慮して欲しい。」という発言があった。

事務局から、「資質向上検討会では、資料としてまとめ切れなかったが、職員の勤務の心得などの具体化を行っており、12月中に案を作成できるよう作業を進めている。」という説明があった。

委員長から、「一通りの説明が終わったので、来年3月までの各検討会のスケジュール について聞いていきたい。」という発言に対して、

事務局から、「保育運営検討会は、12月中に1度検討会を開催する。検討する内容が幅広いので、年度内に作成するには難しいが、目標どおり進めていきたい。今回提出した保育要領を順次内容を具体化し、1月の事故防止委員会で再度提出したい。同時に、

保育所長会で所長が内容のチェックをした後、安全マニュアルと同様に職員や保護者に 意見を募りたい。保育運営検討会作成案を叩き台とし、方向性や記述内容の確認を行っ ていきたい。したがって、2月の事故防止委員会で、最終案を示せるよう作業する予定 である。

危機管理検討会は、保護者や職員からの意見への回答と、さらに意見が提出されれば、マニュアルへの反映への検討という作業が残っており、1月の事故防止委員会で変更点があれば報告していきたい。

資質向上検討会は、運営検討会からの要請に関する議論と、4月から議論をまとめる 作業を12月中に行う予定である。」という発言があった。

西川委員から、「所長会・保護者会会議についても、次回の事故防止委員会で報告をできるよう作業を進める。」という説明があった。

委員長から、「保育実施要領(案)の中では、参照という形で別冊として中身を構成しているので、各検討会がまとめの作業をする際に、こうあるべきというあり方を意識してまとめて欲しい。保護者会・所長会会議についていえば、両者の関係はこうあるべきだという姿を示して欲しい。」という発言があった。

西川委員から、「あり方というものは、課題として見えてきたものとしてのまとめになる。」という発言があった。

委員長から、「資質向上検討会について言えば、これまでの研修体制などから変更が必要になった課題などについてまとめ、今後の課題として欲しい。危機管理検討会については、なぜ危機管理が必要かなどの理念などをまとめていくことが、安全マニュアルのまとめになっていくことと思う。それぞれのまとめを実施要領の中で形として欲しい。」という発言があった。

西川委員から、「本日、保護者会連合会と事故防止委員として連名で、安全マニュアルに関する意見を提出した。マニュアルの理念がはっきりしないために、保護者の間では何を目的とするマニュアルなのかがわからないという意見が多く出された。保育の中身と表裏一体のリスクと、絶対に避けなければならないハザードを分類することは、リスクマネージメントの基本である。その分類が職員の間ではっきりとさせなかったために、事故に対して萎縮した保育になり行事の中止や縮小化が起こったと考えられる。そのことを含めて、安全マニュアルでは、理念として定めるべきではないか。リスクについては、不可避な軽微なケガは保育の中で起こりうることであり、成長の上で必要なものである。軽微なケガに対して敏感な保護者に対しては、どのような成長が子どもにとって望ましいのかを話し合っていかなければならない。その上で、子どもが育つ環境作りの共有を図り、保育士が生き生きと保育ができるようにしなければならない。そういうリスクコミュニケーションをとっていけば、リスクに踏み込むことができるのではないか。その理念の部分を、要領や安全マニュアルの中に盛り込んでいきたい。」という発言があった。

委員長から、「安全マニュアルの中に、そのような理念を盛り込むことにしている。保育要領の中では、安全への配慮として重なる内容でも掲載していく。また、ヒヤリハットマップについて言えば、マップはあっても保育の中でのヒヤリハットの事例が挙がっていない保育所もあるので、保育要領の中でもヒヤリハット集としても盛り込み、保育所長を始めとする職員に意識させる必要がある。ただ、リスクマネージメントに対する理念などに関して、専門家の話を聞く機会などを用意できなかったことは残念である。保育要領などは、今年度中に完成させることは難しいであろうが、無理に仕上げるのではなく、できなかった部分を明確にして、次年度検討を続けていくことが望ましいのではないか。」という発言があった。

西川委員から、「保育実施要領については、2月の事故防止委員会で中間報告を行う前

に、保護者と職員に提示して、意見を募るという作業があるのか。」という質問に対して、 **委員長**から、「全員に配布するという形ではないが、その予定である。今後完成したも のは、職員が従い、保護者も知る権利があるので、いつでも見られる環境に置かれるも のになることと思う。」という発言があった。

西川委員から、「最終的には、配布したほうがよい。保育の不備を探すということでは なく、保育がこのように行われているという資料としては必要である。」という発言があった。

委員長から、「保護者に対する提示方法は、また後日検討する。職員に対しては、現在 どのように検討しているのか。」という発言に対して、

事務局から、「所長連絡会を通じて、所長に周知を行い、所長が職員に対して会議を利用して意見を聞いた結果を、また所長会で意見を収集している。」という説明があった。

西川委員から、「安全マニュアルが3部であったことに関して、ある保護者が2月に行なわれた上尾保育所事故の保護者説明会の際、その時に提案された意見に対し、その後の対応の説明がないことを話していた。一区切りまでの対応を説明した後に、その対応から出発してこのように改善や運営を行っていくという説明は、費用がかかったとしても行ったほうがよい。その場を、要領の中間意見収集の場とするかどうかはわからないが、議論してきたことを一区切りで説明していかなければならないし、そこからの方向性を説明しなければならない。その姿勢を示して欲しい。」という発言があった。

委員長から、「現在も職員に対しては、意見を募りながら行っているので、保護者に対してどの段階で意見を聞くかという問題だが、これも常時意見を聞きながら作って欲しいという思いがある。来年度以降も、保育所ごとに見直しをしていく必要があるが、その際にも意見を常時聞きながら行っていくことになる。当面、3月以降に保育所に渡った時に、その要領の運用について説明を行う必要がある。」という発言があった。

永谷委員から、「例年、年度始めに保護者に対して保育内容の説明を行っているが、説明をするのはその一度限りで、頻繁に行っている状況ではない。必要であれば、今後行っていきたい。」という発言があった。

委員長から、「保育所保育指針が告示になり法律化されるが、そうしたものとは違い、 これは保育所ごとに検討の余地があるものであるので、その際に保護者の意見を聞きつ つという形はとれると思う。」という発言があった。

西川委員から、「安全マニュアルについては、保護者の意見が加味された完成品は保護者全員に配られるのか。」という質問に対して、

委員長から、「全員が見られるような配慮は行うが、全員配布は難しいのではないか。」 という発言があり、

山岡委員から、「費用が多く必要となるので、クラス委員に配布などの限定した配布にならざるをえないのでないか。」と言う発言があった。

長谷川委員から、「予算の削減が求められているので、適度の数量を作成が望ましい。」 という発言があった。

日置委員から、「保育要領に基づき我が子の保育が行われているのであれば、要領も全保護者に配布する必要があるのではないか。」という発言があった。

委員長から、「全員が見ることができるような配慮とは別に、保育所ごとに請求があった場合の対応は求められる。全員に配布するという姿勢はとりづらい。」という発言があった。

西川委員から、「委員長が先ほど発言したとおり、日常的に意見交換は行われていなければおかしい。この委員会は、事故が発生し、調査結果報告がなされ、それに対する対応としての一連の流れの中で開かれているので、一度は回答するという意味で配布を行い、その後に、日常の問題をさらに話し合っていきたい。それが、事故を市として考え

たという姿勢を示すという点で必要なことである。確かに、ホームページなどで公開し、 それでも閲覧できない保護者に対して紙で配布するという方法もあるが、事故が起こっ たところから一連の流れを経てこの要領で回答とすることを考えると全保護者配布が必 要である。」という発言があった。

日置委員から、「保育実施要領の中で、『はじめに』という部分があるが、経緯や、上尾の保育に対する評価検討をすると書かれている。その内容の中には、上尾の保育の良い点や足りない点、それに対する対応が評価検討になるので、見られる人が見るという姿勢ではなく、積極的に開示する姿勢が必要である。」という発言があった。

委員長から、「その回答は、保育実施要領ではなく事故防止委員会の報告書に書かれる 内容である。報告書の中での派生物として2つの要領があるので、保護者に対する回答 となるものは、この報告書になる。ただし、この報告書も全保護者配布にするかどうか は、まだ結論は出せない。」という発言があった。

西川委員から、「報告書は2つの要領のダイジェスト版となるものではないか。事故調査委員会の報告書に対して、指摘事項に基づいて動いていくということを前回初めて課が発言した。事故防止委員会の結論と市が事業者として行動していく基本が同じなのか違うのかを示さなければならない。報告書では、2つの要領の中から、特に保護者を始めとする第三者に対し、特に強調して説明すべき事項が載るようにすれば、わかりやすいものになる。」という発言があった。

委員長から、「それは、委員会の問題ではなく市の問題として提起したい。」という発言があった。

長谷川委員から、「この委員会で検討され作成されたものは、市が作成したものとして 行動していく。」という発言があった。

山本委員から、「今回の事故防止上の要領を作る中で、保護者の意見を聞きながら作成していくことは重要であるが、保育所及び市が中心になって、事故を起こさず、子どもの成長に合わせた保育の仕方を再度見直して保育所の運営について取りまとめたものなので、市が責任を持って案を作成し、公開及び意見募集を行うものである。したがって、案の段階で全保護者に配布することは効率的ではなく、保護者代表委員の意見を聞きながら作成しているので、そこまでは必要がないと考える。」と発言があった。

委員長から、「私も案の段階で全保護者に配布することには消極的である。閲覧の仕方については再度検討することとして、防止委員会の報告書の開示方法も検討する。」という発言があった。

山本委員から、「現段階で考えていることは、完成品を市のホームページに掲載する。 その前に、市が行っているパブリックコメント制度に準じた形で意見の募集を行いたい。 したがって、案の段階で保護者に大量に配布するのはまだ尚早であると考えている。」と いう発言があった。

3 上尾市保育所事故防止行動計画(案)について

委員長から、上尾市保育所事故防止行動計画(以下、行動計画)に関して説明を求められ、

事務局から、事故防止委員会の設置目的が、行動計画を策定することと定めており、 それを報告書の主題とする。したがって、本委員会での報告書は先の行動計画と同義と なるので、副題として事故防止委員会報告書として定める。内容の構成としては、3月 に承認された行動計画の掲載と、3月当初からの変更点に関する記述の掲載になる。ま た、今後の行動計画に対する成果などの評価を行うための組織について資料の通り説明 された。 **委員長**から、「事故防止委員会の報告書を行動計画の中に含めていくということには 反対である。報告書の中に行動計画があるという形、つまり逆の作り方にしてほしい。 なぜなら、確かに3月の行動計画の段階から行動計画進行管理表を作成し議論してきた が、その他にも行ったことがあり、それは、当初に対する変更点というだけで報告でき るものではない。」という発言があった。

長谷川委員から、「そもそも、行動計画を作成し、それを基に今後見直しを進めながら保育を運営していくことに関し委員会は設置された。見直しを行っていく部分は、いわゆる報告書全体に及ぶことが考えられる。その際に、報告書を見直すという表現は不相応で、やはり行動計画を見直すということで運用していきたいという思いもあるために、このような表記順として案を作成した。」という発言があった。

山本委員から、「表紙なので、文字の大きさなどについては、今後変更するにしても、 意味合いとしては、行動計画を作るということにしたい。」という発言があった。

委員長から、「事故防止委員会の目的は、事故を受けて行動計画を作るとしても、確かに行動計画に対して進行管理表などを作成し行動計画を練ってきた経緯はあるが、保育実施要領など作成しているものは、行動計画として考えてきたことに限定しているわけではない。さらに発展して保育運営全般について検討を行ってきたということを表すタイトルとしては行動計画では範囲が限定されてしまう。よいアイデアはないか。」という発言があった。

山本委員から、「2つの要領は、行動計画の中でマニュアルを策定するとして定められている。これまであった様々なマニュアルを根本から見直した結果、行動計画の中にマニュアルがあるのか、もしくは、行動計画とともにマニュアルがあるのかということで考えが異なってくるのであろう。」という発言があった。

委員長から、「行動計画の策定と見直しという章と、事故防止委員会として取り組んだことをまとめる章という形でまとめられないか。」という発言があった。

長谷川委員から、「保育所職員が日々実践を繰り返し、訂正を行っていくものなので、 それを念頭において読みやすいものとしたい。」という発言があった。

委員長から、「保育所ごとに見直すものは、2つのマニュアルや進行管理表で意識化しているものである。まとめ方もさらに検討しなければならない。」という発言があった。

伊藤副委員長から、「先ほどからの議論からすれば、事故防止委員会報告書を主題とし、上尾市保育所事故防止行動計画を副題にすることで落ち着くのではないか。見直すのは行動計画の部分ということにすれば問題はない。」という発言があった。

委員長から、資料の変更点について、質問があり、

山本委員から、「委員会の設置要綱が行動計画の策定に関することと推進に関すること、その他事故防止策に関することと定めているので、前回提出したものを原点に立ち返って見直しをしている。行動計画を結果としてまとめ、それを報告するという形で問題はない。報告書の内容は行動計画とその管理計画、及びマニュアルに関する部分という形を想定している。」

委員長から、「見直すのは、行動計画に関する部分と記載する必要がある。内容が多岐にわたるが内容を絞って、ひとつの形となるように再度案を作成して欲しい。」という発言があった。

4 事故防止行動計画進行管理表について

委員長から、行動計画進行管理表について説明をもとめられ、

事務局から、大きな変更点として、各項目に対する事故調査委員会報告書の記述部分の明確化、及び、上尾保育所と他の保育所の区別化が挙げられる。内容は資料の通り説

明があった。

委員長から、「『現状』、『問題点と課題』について、日付が明確になっているが、『今後の取り組み(行動計画)』については、いつの時点で意識したものなのかが不明である。 行動計画は順次見直し、変更が行われていくものではないのか。」という質問を受け、

事務局から、「資料の内容は、11月24日の時点で意見を集めたものであり、実施してみる段階なので短期間で変更になることはない。」という説明があった。

長谷川委員から、「現状などにそれぞれ数字が振ってあるが、横に見ていった時にその数字ごとの関連性はないのか。」という質問に対して、

山本委員から、「補足的に説明をすると、事業名に対する『現状』と『問題点と課題』については、前回指摘の通り、上尾保育所と他の保育所で分類して記入している。また、横に見た際に、『現状』から『問題点と課題』を細分化し分けた項目もあるが、その分類ごとに各々の数字は対応している。ただし、『今後の取り組み(行動計画)』については、抽出した情報から記載しているため、必ずしも一致していない。必要であれば、数字表記を変更したい。」という説明があった。

委員長から、「成果の分類については、いつ頃情報を取りまとめ記載していくのか。」 という質問に対して、

山本委員から、「中期計画については、18年度中に実施するものとしているので、記載する頃合いになってきたが、今年度末まで検討し、来年度から実施して来年度末に検討していくということが許されれば、そうしていきたい。短期計画については、確かに記載できる部分も出てきているが、まだ集計がまとまっていない。」という説明があった。

委員長から、「『成果の分析』や『改善』の欄が空欄のままでは、何もわからないので、 記載できる予定時期を明確にしておくとわかりやすいのではないか。」という発言があった。

久芳委員から、「資料の中で、『保護者満足度調査の実施』の項目については『今後の取り組み』の欄に記載事項がないが、問題と課題は確かにあるので、取り組みを記載していないのはなぜか。また、『問題点と課題』の中で回収率が低いとなっているが、その原因が保護者の無関心にあるのか、もしくは何か他の要因があるのかよくわからない。」という質問があった。

山岡委員から、「行事のたびに、次年度に向けての反省と改善をするためにどの保育所でも行っているものであるが、回収率については低い部分もある。」という発言があった。

事務局から、「事務的な手違いで、データが削除されてしまった。記載内容は、『①全園共通の保護者満足度調査を実施する。』『②内容については検討する。』ということが記載される予定であった。」という説明があった。

日置委員から、「行事が終了した時に行われるアンケートは、実際には集計結果が次回の行事に活かされないことが多い。回収率が低いのは、アンケートの扱われ方に問題があるのではないか。アンケートの目的や結果が目に見えるものとなる必要がある。」という発言があった。

永谷委員から、「確かにアンケートは必要なものであるが、公立保育所である以上、実施可能なものとそうでないもののラインがあるのが実情である。そのラインを超えた要望はやはり実施不可能という回答になってしまう場合も確かにある。その認識のずれの中で満足度調査を実施すれば、そういった面で不満足という回答をもらう場合が考えられる。実施可能な要望については、どの保育所も対応していることと思う。」という発言あった。

西川委員から、「回収率を上げる方法については、出した意見について回答があり変化を実感できることが挙げられる。保護者間や対保育所で意見が割れた場合、納得のいくまで話し合う場が確保されているという実感が重要である。実感があれば、次につなが

っていくものである。つまり、出されたものに対する取り扱い方法がポイントになる。 また、『満足度調査』という言葉も誤解を生みやすい言葉であるので注意が必要である。」 という発言があった。

委員長から、「『満足度調査』の解説が必要である。行事後のアンケートと、保育の満足度調査は、異なるのでそれを明確にすべきである。」という発言があった。

日置委員から、「行事後のアンケートは、回収率を高まるような工夫と、保育の満足度 調査は、どのように実施していくかということの2点は、それぞれ別の課題となってい る。」という発言があった。

田中委員から、「保護者に対して満足度を調査するということは、行事ごとにアンケートをとるということではなく、一定期間子どもを預けた後、子どもの対応方法に関するあらゆる事項を聞き取ることが目的である。行事の感想ではなく普段の生活の感想を年度末くらいに調査したほうが、保護者も意見をだしやすいのではないか。」という発言があった。

長谷川委員から、「『今後の取り組み』として、すでに改善したことと、これから改善することの違いがわかりづらい。わかるような配慮が必要なのではないか。」という発言があった。

田中委員から、「字の大きさは今回2種類あるが、小さい方でも読むことができるので、小さいほうで記入すると、情報量を増やすことができるのではないか。

西川委員から、「事業名の欄に、事故調査委員会報告書の指摘事項が併せて記載されているが、報告書でやるべきだと指摘されたものは別として、課題が書かれているものについては、課題が解決したかどうかについて話し合いたい。指摘された課題がどのような問題につながっているのかについて整理してみたい。」という発言があった。

委員長から、「調査委員会報告書のみから事業名をリストアップしていないことが整理を必要とする要因かとも考えられる。」という発言があった。

山本委員から、「報告書の指摘を受けてリストアップしたものであるが、報告書にそのまま書かれていない事項で、読み取れる事項も載っている。」という発言があった。

久芳委員から、「西川委員が言っている検証は、『成果の分析』の欄でできるのではないか。」という質問があった。

西川委員から、「例えば、調査委員会報告書の中で『求められる』と書かれている場合、 それが大きな課題として取り上げられていると判断できる。解決するために上位の目的 に対する手段がともに指摘箇所として挙げられているのでわからなくなってしまってい る。柱になる目的たる課題が手段によって見えづらくなっている。」という発言があった。

事務局から、「一つ一つが細切れになっているように見えるかもしれないが、横につなげて読んでいけば、その課題や問題点が見えるように作成している。また、検討会では理念に着目して検討しているので、併せて見ると先ほどの指摘について見えてくるのではないかと考えている。」という説明があった。

委員長から、「気がついた点は、事務局に伝え改善してもらいたい。」という発言があった。

山本委員から、「表中の『今後の取り組み』という見出しを、『課題の改善・取り組み』という表記にして、現在行っているものを含める形に変更したい。」という発言があった。 **委員長**から、「現在行っているものと、未実施の今後の取り組みの欄を分けるという方法もあるので検討して欲しい。」という発言があった。

5 その他

委員長から、行動計画の進行管理について再度説明をもとめられ、

山本委員から、「『上尾市保育所保育運営委員会』や『安全委員会』は、内部の委員が集まり、行動計画に則って保育が行われているかどうか検討を行い、外部委員の『上尾市保育所保育運営・安全委員会』に対して報告を行い、チェックしてもらう予定である。」という発言があった。

委員長から、「現在の事故防止委員会の中に設置されている4つの検討会が先の2つの委員会になっていき、事故防止委員会が担っている役割を3つめの委員会で行うということである。」という発言があった。

引き続き、**委員長**から、「安全マニュアルについて、現在意見の整理を行い最終修正を 行ったものを1月の委員会に提出したい。そこで、委員長と副委員長によるワーキング 作業で修正を行いたい。その作業を3人に一任してもらえるかどうかを聞きたい。」とい う発言に対して、異議が出なかったため一任された。

次回のスケジュールについて 次回は1月26日(金)17時から開催することで決定した。